

柵 戸 考

板 橋 源

一 序 言

わが國の上古において、邊境開拓史上に柵がその重要な役割を果したことは周知のところである。柵戸はこの柵に附隨して設けられたものであつて、東北邊境地域に限らず日向・大隅・薩摩等の西南邊境地域に設けられた柵にもあつたが註¹、史料に乏しいため今日となつてはその全貌を明らかにしがたい。兩地域の柵戸の對比が出来ないことは遺憾である。

天皇制古代國家日本の確立史上に一時刻を劃した大化改新の翌々年、早くも六四七年に淳足柵が造られ同時に柵戸が置かれたのをその初見として、東北邊境開拓基地柵名は磐舟・都岐沙羅・出羽・多賀・玉造・新田・牡鹿・色麻・雄勝・桃生・伊治・覺齋・秋田・由理・中山等十指に余るほど散見している。柵の地理的位置についての比定は、徳川中期以降、數々の先人によつて着々なされているし、柵の構造に關しては、文部省の史蹟精査報告第三、拂田柵趾・城輪柵趾篇（昭和十三年刊）に詳細をつくしている。

本稿は東北邊境地域の柵戸だけに關して散見する史料を一應まとめ

てみた小論考にすぎない。

註¹ 續日本記、稱徳天皇天平神護二年六月條。尙、薩摩に柵を設けたことが同書文武天皇大寶二年十月條に「唱更國司等今薩摩言、於三國內要害之地、建柵置戍守之、許焉」と見えている。

二 柵養蝦夷

史上初めて見える淳足柵について孝徳紀に「大化三年、造淳足柵、置柵戸、老人等相謂之曰、數年、鼠向東行、此造柵之兆乎」とある。これは前年の同紀に「是歲、越國之鼠、晝夜相連、向東移去」といつている記載に照應しているものである。淳足柵が設けられる前兆として鼠が東に移り去つたということがわざわざ史に記録されているのは事實この時そんなことがあつたからであるかも知れないが、當時一般に地理上の位置の變更をとまなうような政治的一大變革の起る場合の前兆としての偶意もあつたことと思はれる。その証據として次の如き事例が注目される。

その一例。孝徳天皇は白雉五年十月に難波長柄豐碕宮に歿せられたとき、その年の十二月に皇太子中大兄皇子は皇祖母尊を奉じて倭河邊

行宮に宮遷りされたことがあつた。難波から再び倭へ都が遷つたのは今述べた如く五年の十二月であるが、この年の正月條には「戊申朔夜、鼠向_二倭都_一而遷」と見えている。これも十二月條の宮遷りの記載と照應しているものである。十二月條には宮遷りのあつたことを述べた後に引きつづいて、明瞭に「老者語之曰、鼠向_二倭都_一、遷_二都之兆也」と記している。

その二例。天智天皇の即位元年四月に鼠が馬の尾に子を産むという奇瑞が起つた。釋道顯が奇瑞を占つて次の如く言つてゐる。「北國之人將_レ附_二南國_一、蓋高麗破而屬_二日本_一乎」。十二支でいうと馬は午であつて、方位からいえば南に當り南方の國即ち日本を意味し、鼠は子で北方の國高麗を偶したもので、北方國の高麗が文字通り南方國日本の驥尾に附くことの前兆であるとの偶意を表明している。

その三例。天智天皇の六年三月に都が一時近江に遷つたことがあつたが、この場合にもその前年の紀に「五年、是冬、京都之鼠向_二近江_一移」と見えていることは、これ又矢張り都遷りの記事と照應しているのである。

淳足柵が設けられたということは、當時國家的一大關心事であつたことがこの鼠東行記事からでも推察されるのである。

天皇制古代國家の成立過程において、大化の頃までに度々蝦夷討伐のことがあつたが、それらはいづれも所謂遠征行ともいうべきものであつて、開拓宣撫據点を確立するという面では充分なものではなかつた。後方兵站地域との連絡を考慮にいれて、開拓前進據点を確保する

という計畫性のある開拓が開始されたのは、まさに大化以後からであつた。

大化改新の歴史的意義については既に周く説かれてゐるところであるが、大化改新は東北邊境開拓という外延的擴張政策上においても一大轉機となつたものであつた。

大化元年八月、改新の詔が宣せられたとき、國郡の武器は新に設けられた兵庫に收公されたが、蝦夷地に近い邊國にある武器は猶その本主にあづけられるという特例が認容されている。これらの施策の一つの具体化として、その翌々年に淳足柵が設營され、次いで翌四年には磐舟柵が治められた。「以備_二蝦夷_一、遂選_二越與_一信濃之民、始置_二柵戶_一」と紀に見えている。

柵には主管として柵造があつたことは岐沙羅柵造名・淳足柵造大伴君稻積註などという名の見えていることから知られる。柵造はキノミヤツコで、造は國造のミヤツコと同しくその主管者たることを示すものと考えられる。柵造の下に判官があつた。註₂その構成人員については史料を欠くので不詳である。

以上の如き柵官の下に柵戸がおかれた。越と信濃から配された磐舟柵戸は、柵の創營期であるから勇健な良民が選ばれた。柵戸には一般良民の外に柵養蝦夷とよばれた歸順した蝦夷も當てられ、奈良朝以前に多く見えている。齊明紀の元年七月條には柵養蝦夷九人に冠二階を授けたことが見え、次いで同四年七月條には柵養蝦夷二人に位一階を授け、持統紀の三年正月條には陸奥國優嗜曇郡の城養夷脂利吉男麻呂

と鉄折という二人の請願によりその沙門となることを許可したことが見えている。更に孝謙紀の天平寶字二年六月條には陸奥國の上言によつて、歸降した夷俘男女すべて一六九〇余人が佃田の種子を量給され、永く王民となり邊要を守る軍に充當されている。このうちには柵養蝦夷に配されたものがあつたに相違ない。稱徳紀の寶龜元年八年條に「率二二同族、必侵三城柵」と揚言してその徒族一黨を率えて蝦夷地深く逃げ去つていつた宇漢迷公宇屈波宇は城柵に配されていた柵養蝦夷であつて、その間に生じた紛争の故にかゝる所爲に出たものであつたらう。光仁紀の寶龜十一年八月條に「己等據三憑官威、久居三城下、今此秋田城、遂永所棄歟、爲番依舊還保乎」と出羽國鎮狹將軍に歎して言つている狄志良須と俘囚宇奈古も、その言つているところからみると秋田城の柵養蝦夷であつたと思はれる。

柵養蝦夷、これをキカフのエゾと訓みならしているが、柵養蝦夷のうちには内地に移されて新に一郡をなした場合もあつたと考えられる。遠江國の城飼郡がその例ではあるまいか。城飼郡という郡名は今日ほろんで傳えるところはないが、古くは神護景雲四年八月二日付の正倉院文書智識優婆塞等貢進文に見えているのを初めとし、註³光仁紀寶龜二年三月條・文徳紀仁壽元年十二月條及び同二年七月條等に見えて、和名抄では岐加布郡キカフとよんでいるのである。大陸や半島から投來した歸化人を近畿地方は勿論のこと東邊の國々に移配したことは史に屢々見えるところであつて、天武天皇の四年十月には筑紫から唐人三十人を貢したとき彼等を遠江國に安置している。その土地は今

の小笠郡内田村のうちになつてゐる鹿城郷であつて、和名抄にいう城飼郡の鹿城郷であらうと考えられている。このことによつても知られる如く、遠江國は今の規定によれば所謂寬國であつて、土地寬く人口の少ない國であつたのである。移民を諸國に安置する場合の人数は、數十人から多ければ數百人から千を以てすることもあつた。天智紀五年の條には、百濟の男女二千余人を東國に安置している。唯に歸化人を移配するだけでなく、これらの人々をもつて新に建郡する場合もある。元正紀元年七月條に、尾張國人席田君邈近及び新羅人七十四家を美濃國に貫して始めて席田郡を建ててゐる。元正紀靈龜二年五月條には、高麗人一七九九人を武藏國に遷して高麗郡を設置している。淳仁紀天平寶字八月條では、武藏國に新羅人の郡が建てられた。當時の席田郡は現在の本巢郡に、高麗郡は入間郡に、そして新羅郡は後に新座郡と改められ今の北足立郡に屬している。以上の如く建郡設置は内地公民の自然的戸口増加や人爲的移住殖拓によるものの外に、歸化人の安置による場合もあつたし、更に内地浮浪人や蝦夷人による建郡も稀有なことではなかつた。天武紀十一年四月條には「越蝦夷伊高岐那等、請¹浮人七十戸爲一郡、乃聽²之」と見え、孝謙紀天平勝寶七年五月條には「大隅國菱苅村浮浪九百卅余人言、欲³建⁴郡家、許⁵之」とある。建郡をゆるされるような蝦夷は順化のすすんだものでなければならなかつたらうし、柵養蝦夷などは正にこの條件を最も具備していたのである。

註¹ 齊明天皇紀四年七月條。

註2 同上。
 註3 竹内理三、寧樂遺文、下卷五二七頁。

三 柵戸移配の變遷

一般良民を以て柵戸に當てる場合は、邊境地域に割合近い國々からであつたのは當然である。大化四年磐舟柵に配した柵戸は越と信濃からであつたし、和銅七年出羽柵戸に當てられた二〇〇戸は尾張・上野・信濃・越後の四國からであつた。養老元年出羽柵戸に配された四〇〇戸も信濃・上野・越前・越後の四國からであり、同三年七月出羽柵に配された二〇〇戸も東海・東山・北陸三道のうちからであつた。柵戸の移配充實は以上の例からでもわかるように出羽側は陸奥側に先行していた。陸奥側に柵戸の初めて見えるのは、出羽側の初見に比

すれば約半世紀以上もおくれた靈龜元年五月であつて、相摸・上總・常陸・上野・武藏・下野から富民一〇〇〇戸を陸奥に配したことである。

天平寶字三年に雄勝柵戸に當てられた二〇〇〇人も坂東八國と越前・能登・越後等の浮浪人であつたし、延暦十五年に陸奥國伊治城に遷置された九〇〇〇人は正に柵戸にちがいないが、彼等は相摸・武藏・上總・常陸・上野・下野・出羽・越後等の民であつた。同二十一年正月の勅で、鹽澤城に配されることになつた四〇〇〇人もこれまた柵戸にちがいないが、駿河・甲斐・相摸・武藏・上總・下總・常陸・信濃・上野・下野等の浮浪人を以て充てるべきものであつた。以上を表示すれば次の如くである。

西紀	天皇	年	月	配置柵名	柵戸人員	柵戸國名	支	献	備	考
六四七	孝德	大化三		淳足柵	—	—	紀			
六四八	〃	〃	四	磐舟柵	—	越・信濃	〃			
七一四	元明	和銅七	一〇	出羽柵	良民 二〇〇戸	後尾張・上野・信濃・越	續	紀		
七一五	〃	靈龜元	五	陸奥	富民 一〇〇〇戸	相摸・上總・常陸・上野・武藏・下野	〃			
七一	元正	養老元	二	出羽柵	良民 四〇〇戸	後信濃・上野・越前・越	〃		註	1

七九六	〃	十五・十一	伊 治 柵	良 民 九〇〇〇人	相模・武藏・上總・常陸・上野・下野・出羽	後 紀
八〇二	〃	廿一・正	臈 澤 城	浮浪人 四〇〇〇人	駿河・甲斐・相模・武藏・上總・下總・常陸・信濃・上野・下野	〃

この表から著しい二つのことが知られる。その一は柵戸移配の單位は當初「戸」であつたものが、天平寶字二年に浮浪人一〇〇〇人を柵生柵の柵戸に配したことを一つの境界として奈良朝末からは個人單位の稱呼で記載されるようになり、以後「戸」という稱呼が見られなくなるということである。

その二は、移配柵戸の單位稱呼が「戸」から「人」に變つた天平寶字二年を境界として、これ以前の柵戸には一般良民が充てられていたものが、この後は浮浪人・没官奴婢・乞索兒・逃亡軍士・犯罪者等が充てられる場合が多くなつたことである。

こう見てくると、境界点となつてゐる天平寶字二年頃即ち八世紀半頃は東北邊境開拓史上に重要な意味をもつていた時期であつたことに氣附く。移配柵戸の稱呼單位が「戸」から「人」に變つたことは、第二の傾向即ち柵戸に一般良民が充當されてゐたことが特殊者を以つて當てるようになったことと表裏をなすものである。柵戸移配單位となつた戸は、當時の家族構成上から郷戸であつたとは考へがたいから、房戸が主要なものであつたらう。令制では移居轉籍は原則として禁ぜられ、特例以外は認められなかつた。狹郷から寛郷に移る場合、註3 外官の子孫が任地からその本籍に貫附する場合、註4 功により特に居

を改める場合、註5 それから關國に移る場合等がその特例である。しかし乍ら一般にはこれら戸籍新附は戸單位で許可されるのが古令以來の原則であつた。戸令新附條の古記に「新附戸、謂柔附帳籍之戸、始附籍帳也」註6 とある如くである。それが人單位と解釋されるようになったのは後のことであつて、仁明天皇の天長十年奉勅撰令義解で「謂新附戸者、未附戸籍之人、始新附貫也」註7 と見えて來るのである。それで、奈良朝末頃から既に始まつたかと考へられる家族構成に關する法制上の變化と、丁度この頃から顯著となつて來た浮浪人激増の傾向とが相俟つて、東北邊境開發事業が浮浪人問題解決の一施策となつたことをこの表から察知出來るのである。

邊境施策當初は、その劃期的重要性にかんがみ公民を以て柵戸に當て、公民のうちでも特に勇健な資質のものが當てられたのは當然のことである。靈龜元年、邊要國陸奥に富戸を以てしたことは、その証左である。この時六ヶ國の富民千戸が陸奥に移配されたのは、これより三年前の和銅五年十月に陸奥國から最上・置賜の二郡を割いて新建置間もない出羽國に隸したために生じた陸奥國の國用の不足を急速な開拓進捗によつてカバーする意味をもつていたものであらう。

勇健なる良民、しかもこれに配するに、夷地の地勢や民情に明るい

柵養蝦夷を以つてした。ところが八世紀半頃以降、良民以外のものも柵戸に配されるようになったことは前述した如くであるが、茲に若干の補説を加えておきたい。

一、奴婢を柵戸とした。この場合、解放されて良民となる。天平寶字四年、没官の奴二三三人と婢二七七人が雄勝柵に配され並に解放されている。

二、浮浪者や乞索兒があてられた。

三、犯罪者が當てられることもあつた。天平寶字元年四月條に、不孝不恭不友不順の者あらば陸奥國桃生柵と出羽國雄勝柵とに配し、風教をあらためて邊防に當るべきことを令している。同年七月には宣命を賜はつて、橘奈良麻呂の一味を雄勝の柵戸としている。天平寶字四年に藥師寺の華達という僧が博戯の上で遂に同寺の僧範暉を殺害してしまつた。そのため華達は還俗せしめられ桃生柵の柵戸に配された。同七年、河内國丹比郡尋來津公關麻呂が母を殺した罪に坐して、出羽國雄勝の柵戸に配された。神護景雲元年、私鑄錢犯人等四十人が出羽に流されているが、これも柵戸に配されたものであらう。

僧尼令第七條によると僧尼は人と鬪打しただけでも還俗させられるし、同令第九條によれば博戯をした場合には百日の苦使である。俗人すら殺人罪は死罪に當てられたのであるから、華達も死罪を免ぜられて柵戸に配されたものである。法曹至要抄の惡逆條は、名例律註と賊盜律を引用して父母を殺さんと謀つた者は斬罪であるといつている。關麻呂も死罪を免ぜられて柵戸に配されたものである。私鑄錢人は和

銅四年の格で斬罪に處され従者は没官、家口は皆流罪になる規定であつた。私鑄錢人はかくも重罪に處せらるべき重罪犯であり、度々の特赦にも八唐劫賊・枉法受財官人・強盜竊盜・故殺人と共に恩典に浴することが出来なかつた例は續紀に屢々見えている。天平勝寶五年二月十五日の勅で、斬刑の罪一等を減ぜられ遠流となつたが註⁸、依然として惡質な重罪犯人と見做されていたことには變りがなかつた註⁹。かく見てくると柵戸に配された犯罪者はいづれも重科犯の者であつた。

四、逃亡軍士が當てられた。延曆十四年、軍圍から逃亡した諸國の軍士三四〇人を、特に死罪を宥して永く柵戸となしてゐる。

註¹。續紀によれば、養老元年二月條に「丁酉、以三信濃・上野・越前・越後四國百姓各一百戶、配出羽柵戸焉」と見えているが、この二年前に當る靈龜二年九月條に「以三陸奥國置賜・最上二郡及信濃・上野・越前・越後四國百姓各百戶、隸出羽國焉」とあるので、靈龜二年にも移配があつた如くに考えられ易いのであるが、靈龜二年には移配が行はれたのではない。靈龜二年の記載は九月乙未條に見えているのであるが、實はこの日は中納言巨勢朝臣萬呂が出羽國を建てて以來數年になるが吏臣が少いし狄徒も馴順しないので近國から移民を行つて狂狄を教諭し、兼ねて地利を保ち度いと上言したことが聽許になつた日を示しているのである。それでの日に、萬呂の上言に徒つて、上述の如き移民の具体策が立てられたといふのである。この企劃が實施されたのはそれから二年後の養老二年であつたのである。故に茲には養老二年の記載を採録し、靈龜二年の記載は棄てた。

註²。天平寶字二年十月條には「甲子、發三陸奥國浮浪人、造三桃生城、既而復三其調庸、信即占著、又浮岩之徒貫爲三柵戸」とあつて、この時の浮岩人は陸奥國內のものであつたことがわかるが、人員については記載を

欠いている。しかし稱徳紀神護景雲三年正月條に、陸奥の上言として「被
天平寶字三年符」、差三浮浪人一千人、以配三桃生柵戸、云々」と見え
ているので、人員は一千人であつたことがわかる。因にここに天平寶字三
年とあるのは二年の誤字誤傳に相違ない。

註3。戸令第十五條。

註4。三代實錄。光孝天皇仁和元年九月條。

註5。同上。清和天皇貞觀八年十一月條。

註6。定令集解釋義。二四三頁。

註7。同上。

註8。三代格卷十四。續日本紀、光仁天皇寶龜十一年十一月條。

註9。三代實錄。清和天皇貞觀十六年十二月條。

四 柵戸生活の一斑

柵は東北邊境開拓先端基地であるから、柵戸の重要任務は警備であつたことは言うまでもない。大化四年に磐舟柵を治めたとき「以備蝦夷」といい、又光仁紀寶龜十一年八月條に「禦敵保民」というのも共にその任務の端的な表明である。従つて武器をとつて戦闘に當るほかに、柵の建設作業や補繕作業にも従事した。しかし、奈良朝初期に陸奥出羽の鎮兵制度が創設されたからは、直接戦闘任務を鎮兵にゆすり、柵戸は開拓先端基地における一般勞務担当者となつた。

日向・大隅・薩摩の柵戸には調庸の負担があつたことは稱徳紀天平神護二年六月條に「丁亥、日向・大隅・薩摩三國大風、桑麻損盡、詔、勿收柵戸調庸」と見えているのでわかる。これに對して、東北邊境の柵戸の負担は果して如何であつたらうか。ひろく御示教を仰ぎ

たい。

柵戸で逃亡する者があつたことからみても註1、柵戸の生活は危険の多いはげしい勞働の明け暮れであつたであらうが、精神的文化面の生活もいくらかあつたことと思はれる。前述の如く柵養蝦夷で出家沙門となるものもあつたことや、更に柵には神社があつたことなどから察知される。清和紀貞觀七年二月條に「出羽國正六位上城輪神・高泉神、並從五位下」と見えている。城輪神は柵のうちにまつられた神であつたに違えない。この城輪神は、十五年後の陽成紀元慶四年二月條によれば、從五位に昇格されている。

柵は廣寬な邊境にあつたといふものの、蝦夷接壤地にあつたために、柵戸の生活は所謂植民地的開放性をもつたものではなかつたのは當然である。柵門の出入にはきびしい制約があつた。城柵の門は時限によつて鍵閉さるべきものであり、しかも閉門後に柵を越えることは徒一年を以て罪せられた。註2

軍防令の集解が今日ほろんでしまつて傳らないので、その詳細を知ることとは出来ないが、同令の第六十五條によれば「凡縁東邊・北邊・西邊諸郡人居、皆於城堡内安置、其營田之所、唯置莊舍、至農時、堪營作者、出就莊田、收斂訖、勸還、其城堡崩頽者、役當處居戶、隨閑修理」とあつて、栗原柳菴の軍防令講義以來ここにいう東邊とは筑前國遠賀郡、北邊とは同國宗像郡、西邊とは同國那珂郡から早良郡怡土郡に至る範圍であると解されているが、註3この解釋には疑義がある。關市令第六條に「凡弓箭兵器、並不得與諸蕃市

易其東邊・北邊、不得置鉄冶」と見えている。東邊北邊という語は北九州だと解しがたいからである。不幸にも關市令の集解も今日ほろんでしまつて傳らないので委細を知ることが出来ないが、對大陸防衛上から北九州にこそ鉄冶は必要であつたと思はれる。蝦夷地と接壤している東北邊境にあつては、屢々蝦夷の反亂に遇つて城柵のみならずかなり廣大な開拓地域さえ侵されることがあつた。かかる危険地域にあつては、當時夷賊に對して最も卓越していた鉄冶技術の傳習を、夷類から守る必要があつた。關市令のこの條文はかかる特殊事情のあつた東北邊境のために設けられたものであつたと考えるのが最も自然な解釋態度であると思う。そうすれば、軍防令という東邊北邊という語も奥羽地方を意味するものと考えられてくる。さてここで東邊北邊を奥羽地方であると理解するために、それでは何故に奥羽地方という單一地域が、令文では東邊と北邊の二つに分けて記載されたかという疑問が先づ解決されなければならなくなる。シナ文化の影響をうけていた頃の日本には、己をとりまく周邊地域を東夷北狄西戎南蠻と見做し己の國土を中央地域と自負し中華とするシナの考え方も取りいれられて、京師を中心として日本の國土をも東西南北の名稱でよびならす風があつた。公式令第五十一條の集解によれば、北陸道とは日本海沿岸地域を北方と見做しての陸道の呼稱であり、本土北方の陸道の盡きた果が北邊なのである。中山道とは跡記の如く東海道と北陸道との「奈加津道」の山道という意味であり、本土を東西南北の四方に分けるとすれば東海道と共に東方と見做されて東山道とも呼んだ

のである。東海道と東山道の盡きた先の地域が東邊であつた。註4續日本紀では、同じ奥羽地方の蝦夷を記す場合にも、奥羽脊梁山脉の東部の蝦夷を東夷にならつて夷と記載し、西部の蝦夷を北狄にならつて狄と記載しわけてゐる。従つて、同じ蝦夷を征討する將軍も、出羽側は持節鎮狄將軍とか出羽鎮狄將軍とよばれ、陸奥側は持節征夷將軍などと呼ばれた例は屢々見えてゐるところである。従つて、軍防令にいう東邊北邊は、奥羽地方の邊要地域を指しているものであると解したい。もつとも、この軍防令に述べてゐるのは柵戸の生活ぶりであるという明証はないが、東北邊境の諸郡の一般良民のうちにくらかくの如き生活ぶりをしてゐた一部の良民があつたとするならば、ましてや柵戸の生活は、かかる生活ぶりであつたと考えざるを得ないのである。

萬葉集卷十四にある「きべ人のまだら衾に綿さはに入りなましもの妹がをどこに」の「きべ」を地名と解する説と、もう一つは柵戸と解する説との二説が行はれてゐるが、柵戸説に従うならば、柵戸の乏しい生活が偲ばれてくるのである。

註1。續日本紀、稱徳天皇神護景雲三年正月條。「本是桃生柵戸として配した浮浪人一〇〇〇人のこと」情抱三規避一萍漂蓬轉、將下至二城下（桃生柵のこと）後逃亡上。

延喜式二十九刑部式。

註2。律逸卷之二、衛禁律。（續々群書類從第六法制部三六七頁）

註3。寔美保昌、大寶令新解。五二〇頁。

註4。本令集解釋義。七七六頁